

福井県原子力安全専門委員会を傍聴して

2015.12.10 美浜の会 小山英之

- ・「原子炉の安全確保のために必要な対策は確保できている」（取りまとめの結論）
- ・この結論は前には「安全対策は向上したと評価できる」となっていた（田島委員）
- ・平成24年6月の大飯の結論と同じに変えた（事務局）
- ・どうするか判断は自分にまかされている（中川委員長：後の記者会見）

福井県原子力安全専門委員会が今日（12月10日）の午後3時から5時まで、福井県庁で開かれました。高浜3・4号の運転再開が迫ってくる中で、福井県議会、県知事の判断が出るための前提として、この委員会の判断が位置付けられています。そのような重要な委員会でした。

委員の出席は12名中10名。傍聴者は約15名で抽選なしで傍聴ができました。私たち福井と関西の市民団体は、12月9日付で要請書を委員会に出しました。

今日の委員会の第1議題は、「高浜発電所の現場確認（11/30）における委員からのご質問に対する回答について」で、関西電力から説明があり、若干の質疑がありました。

今日のメインは第2議題で、「高浜発電所3,4号機の安全性向上対策等に係るこれまでの審議のとりまとめ」でした。それを事務局の若いスタッフが部署も名前も何も言わないまま急ぎ足で一通り説明しました。その結論部分は次のようになっています。

「これらのことから、本委員会としては、高浜発電所3,4号機について、電源確保や冷却機能確保などの設備強化策に加えて、初動人員体制の充実強化や教育訓練等を積み重ね、継続的な安全性向上対策が図られており、ハード、ソフト両面から工学的な安全性が向上し、原子炉の安全確保のために必要な対策は確保できているものと評価できる」。

この説明が終わるとすぐに田島委員が次のように疑問を呈しました。

委員の意見は反映されているか。抜けている。そのことを7点に渡って説明したい。

- ① 「はじめに」に関係しているが、この検討は大飯のときと違って過酷事故が入っている。このことを書く必要がある。炉心溶融も含めて福島と同様の事故が起こる可能性がある。この大飯のときとの違いを書くべきだ。
- ② 26頁に地震が書かれているが、事業者の意見だけしか書かれていない。私は3月6日と5月7日にも意見を述べたが、そのことも書くべきだ。フォッサマグナの西側でもM7を超える地震がたくさんある。直下型もあるがそのことを検討しているか。この疑問に対する回答がない。安全の根拠も示されていない。700ガルという評価では不安である。

- ③ 使用済燃料の問題だが、高浜原発にはたくさんたまっている。このまま再稼働して満杯になるとチェルノブイリの1.5倍になる。関電は1997年に、2010年までに中間貯蔵施設をつくと表明したが、まだできていない。使用済MOXを処理する工場はない。将来どうするのか。これは工学的問題だ。プルトニウムはアルファ線を出す危険なもの。これを地元に残すということでもいいのか。テロの危険も高まっているが、これがテロ対策だというものがない。
- ④ 汚染水は34頁に書かれているが、シルトフェンスやゼオライト。シルトフェンスでは半分しか除去できない。このような効果の記述がない。
- ⑤ 高経年化だが、現場確認のとき脆性化や配管の問題など。どうなっているか、ここに書かれていない。
- ⑥ 18頁に書かれていることで5月7日にも言及した。所長の資格試験が必要では。この指摘もまとめに入れてほしい。
- ⑦ まとめの結論部分(38頁)だが、1週間ほど(?)前に見せられたときは、「向上したと評価できる」という表現になっていたが、今日のまとめでは(「原子炉の安全確保のために必要な対策は確保できているものと評価できる」というように)変わっている。原子炉の安全確保には過酷事故の場合も含まれる。安全確保とはどのレベルでのことか、過酷事故も含まれるのではないか。

田島委員の要求は、このような意見が出たということをもとめに出してくれということだった。最後の結論部分をなぜ変更したのかに対し、事務局の報告者は、平成24年6月の大飯のときのまとめがそうなのでと説明。

中川委員長：7点は検討したい。使用済燃料が満杯になるのは7年半後だが、そのときは運転できなくなる。どうするか検討が必要。

田島委員：まとめに意見が反映されていない。

中川委員長：どうするか調整したい。

その他、若干の議論があった後、中川委員長は次のように締めた。

「今日は最終案ではない。みなさんのご意見を反映していきたい。報告書を仕上げる段階だが、委員とも相談しながら、とりまとめる。メールを通じて行える」というような趣旨だった。

その後のテレビでは、中川委員長は「安全確保対策はできている。どうするか判断は自分にまかされていると思う」と記者に説明していた。

まとめでは、田島委員の指摘以外に、たとえば緊急時対策所が免震ではないことについて、それでいいのかどうかについて何も判断が出されていない等の問題もある。委員の意見をまとめの文書に反映させることもせず、委員長権限で強引に再稼働に向けての結論をまとめることが許されているのだろうか。